

湖北広域行政事務センターごみ指定袋

販売マニュアル



湖北広域行政事務センター 業務課

〒526-0021 長浜市八幡中山町 200 番地
TEL 0749-62-7143 FAX 0749-65-0245
Mail gyoumu@kohoku-kouiki.jp

目 次

1. はじめに	2
2. 販売登録店の役割	2
3. 販売登録店登録証および看板の掲示	2
4. ごみ指定袋の発注方法と配送の流れ	3
5. 取扱い手数料の支払	7
6. 店頭での販売	7
7. JANコード	7
8. 遵守事項	8
9. その他	8
10. 変更・廃止届出書	8, 9

1. はじめに

このマニュアルは、湖北広域行政事務センター（以下「センター」といいます。）ごみ指定袋販売登録店に関する要綱に基づき「ごみ指定袋販売登録店」の業務について、販売登録店の方の参考資料として作成しました。

2. 販売登録店の役割

ごみ指定袋は、センター条例に規定する「廃棄物処理手数料」です。販売登録店として登録することで、センターに代わりごみ指定袋を住民の方に交付（以下「販売」といいます。）し、手数料（以下「代金」といいます。）を徴収していただきます。

公金徴収事務受託者として販売登録店の名称、所在地等を告示し、ホームページや広報誌などに掲載し公表します。

3. 販売登録店登録証および看板の掲示

販売登録店は、センターが交付する「湖北広域行政事務センターごみ指定袋販売登録店登録証」を店内の見やすい場所に掲示してください。「看板」は店外店頭付近の見やすい場所に掲示してください。

（自治会については、看板を掲示する必要はありません。）

登録番号〇〇〇号

湖北広域行政事務センターごみ指定袋販売登録店

登 録 証

代表者氏名 姓 _____ 名 _____

住 所 _____

事業者の会社 _____

販売店の所在地 _____

湖北広域行政事務センターごみ指定袋販売登録店に関する要綱第〇章の規定に基づき、ごみ指定袋等販売登録店として、登録されたことを証する。

記

登録番号	冊 号
販売店の所在地 または代表者の住所	〒 _____
販 売 店 名	_____
代 表 者 の 氏 名	_____
販 売 品 目	_____
備 考	_____

年 月 日

湖北広域行政事務センター
管理室

販売登録証



販売登録店看板

（自治会は掲示の必要なし）

販売登録店は、1店舗ごとに登録していますので、登録されていない店舗での取り扱いはできません。

4. ごみ指定袋の発注方法と配送の流れ

発注方法は、配送のみとなります。センター窓口での販売対応はできません。

代金引換の場合

発注先	湖北広域行政事務センター業務課	
発注受付	月曜日から金曜日の平日 午前8時30分から午後5時まで	
発注方法	別紙発注票に記載しFAXまたはMailで注文してください。 FAX番号 0749-65-0245 FAX 未着防止のため、送信が開始されたことを必ず確認してください。 Mail gyoumu@kohoku-kouiki.jp	
発注の単位	可燃ごみ大 (30袋入り) 可燃ごみ中 (50袋入り) 可燃ごみ小 (50袋入り) 不燃ごみ大 (30袋入り) 不燃ごみ中 (50袋入り)	箱単位
配送	センター指定の曜日に職員がお届けします。 ※発注は、配送曜日の2営業日前17時までにご注文ください。	
納品受領	ごみ指定袋代金(現金)と引換えにごみ指定袋をお渡しします。 納品伝票と領収書を受け取り、受領書に押印し配達者に返してください。	

チェーン店など代金引換ができない場合

発注先	湖北広域行政事務センター業務課	
発注受付	月曜日から金曜日の平日 午前8時30分から午後5時まで	
発注方法	別紙発注票に記載しFAXまたはMailで注文してください。 FAX番号 0749-65-0245 FAX 未着防止のため、送信が開始されたことを必ず確認してください。 Mail gyoumu@kohoku-kouiki.jp	
発注の単位	可燃ごみ大 (30袋入り) 可燃ごみ中 (50袋入り) 可燃ごみ小 (50袋入り) 不燃ごみ大 (30袋入り) 不燃ごみ中 (50袋入り)	箱単位
配送	センター指定の曜日に職員がお届けします。 ※発注は、配送曜日の2営業日前17時までにご注文ください。	
納品受領	納品伝票を受け取り、受領書に押印し配達者に返してください。	
代金の後納	1月分の発注金額を翌月末までにセンター指定金融機関へごみ指定袋代金の入金をしてください。 金融機関での振込手数料は登録店でご負担ください。	
指定金融機関	滋賀銀行長浜支店 普通預金 10220 コホクコウイクキョウセイジツムセンター カイケイカンリシヤ 湖北広域行政事務センター 会計管理者	

湖北広域行政事務センターごみ指定袋発注票（登録店用）

先発注	湖北広域行政事務センター 業務課 行き FAX 番号 0749-65-0245			
発注元	登録番号		店名	
	住所			
	担当者		電話番号	
	FAX 番号		発注日	

※エリア毎に配送曜日を指定しています。 ※配送の2営業日前17時までに発注してください。

※一回の配送につき、最大40箱まで。

下記のとおり発注します。

種類	規格	納品の単位	販売店への 1箱当りの価格	金額	
可燃ごみ用 指定袋	大袋 (45 ㍓)	1箱 (30袋入)	12,600円	箱	円
	中袋 (30 ㍓)	1箱 (50袋入)	13,500円	箱	円
	小袋 (20 ㍓)	1箱 (50袋入)	8,500円	箱	円
不燃ごみ用 指定袋	大袋 (45 ㍓)	1箱 (30袋入)	12,600円	箱	円
	中袋 (30 ㍓)	1箱 (50袋入)	13,500円	箱	円
合 計				箱	円

※必要事項を全てご記入のうえFAXにて発注してください。

※全て箱単位でのご注文になります。

エリア毎の配送曜日	
長浜市のうち高月・木之本・余呉・西浅井地域	月曜日
長浜市のうち浅井・湖北・虎姫・びわ地域	水曜日
米原市	木曜日
長浜市のうち長浜地域	火曜日・金曜日

湖北広域行政事務センターごみ指定袋発注票（自治会用）

先発注	湖北広域行政事務センター 業務課 行き FAX 番号 0749-65-0245			
発注元	登録番号		自治会	
	住 所			
	担 当 者		電話番号	
	FAX 番号		発注日	

※エリア毎に配送曜日を指定しています。 ※配送の2営業日前17時までに発注してください。

※一回の配送につき、最大40箱まで。

下記のとおり発注します。

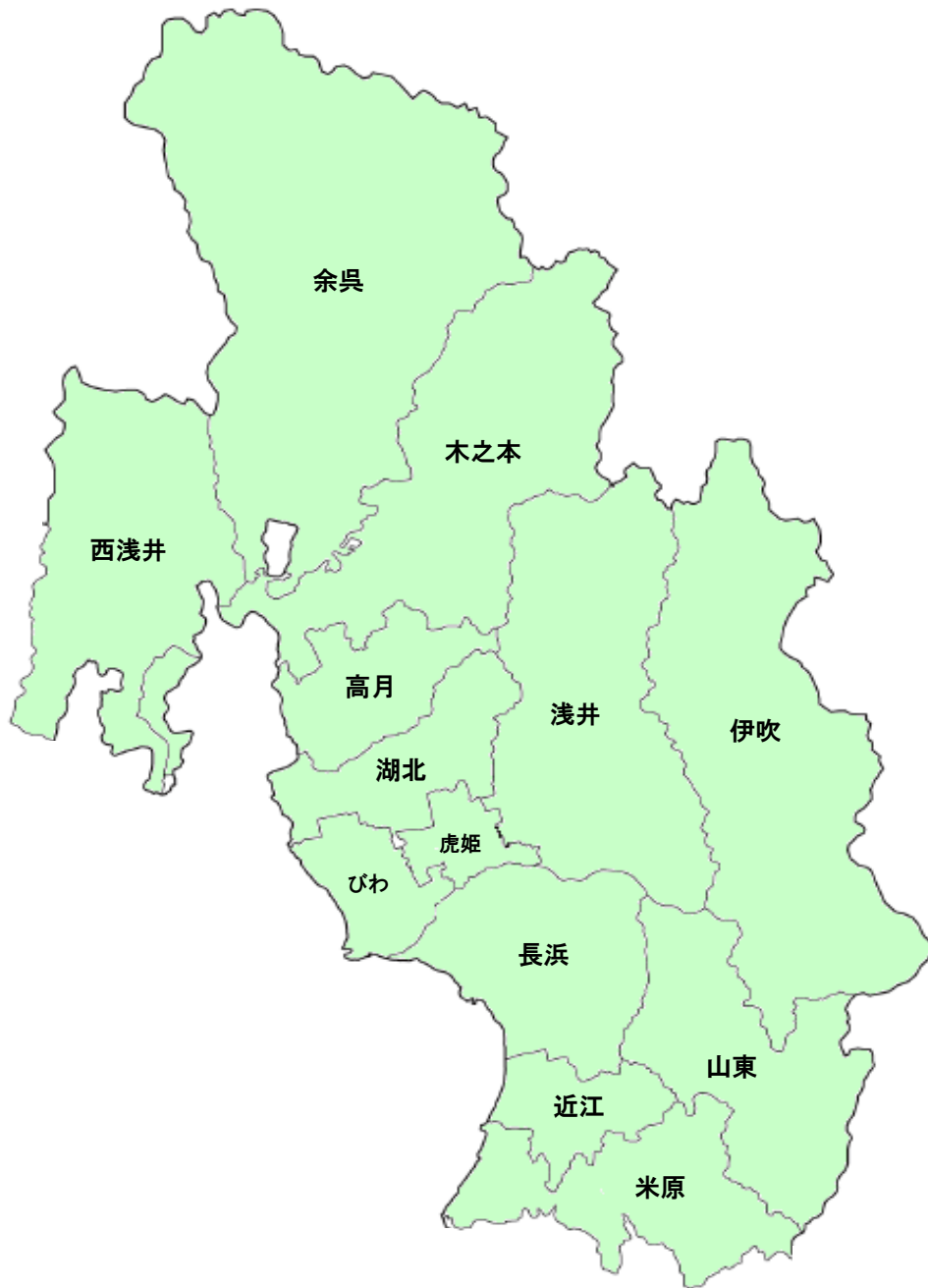
種 類	規 格	納品の単位	販売店への 1箱当りの価格	金 額	
可燃ごみ用 指定袋	大袋 (45 ㍓)	1 箱 (30 袋入)	12,600 円	箱	円
	中袋 (30 ㍓)	1 箱 (50 袋入)	13,500 円	箱	円
	小袋 (20 ㍓)	1 箱 (50 袋入)	8,500 円	箱	円
不燃ごみ用 指定袋	大袋 (45 ㍓)	1 箱 (30 袋入)	12,600 円	箱	円
	中袋 (30 ㍓)	1 箱 (50 袋入)	13,500 円	箱	円
合 計				箱	円

※必要事項を全てご記入のうえFAXにて発注してください。

※全て箱単位でのご注文になります。

エリア毎の配送曜日	
長浜市のうち高月・木之本・余呉・西浅井地域	月曜日
長浜市のうち浅井・湖北・虎姫・びわ地域	水曜日
米原市	木曜日
長浜市のうち長浜地域	火曜日・金曜日

エリア毎の配送曜日



エリア毎の配送曜日	
長浜市のうち高月・木之本・余呉・西浅井地域	月曜日
長浜市のうち浅井・湖北・虎姫・びわ地域	水曜日
米原市	木曜日
長浜市のうち長浜地域	火曜日・金曜日

※店舗の所在エリアと配送曜日をご確認ください。

5. 取扱い手数料の支払

1袋当り30円

センターは、販売登録店に、各種類、サイズとも1袋当り30円の取扱い手数料を支払います。

取扱い手数料の支払の方法は、販売登録店がごみ指定袋代金を支払う時に、住民へ販売していただく価格から取扱い手数料の額を差し引く繰替払いによる支払いとなります。

【例】 可燃ごみ用大袋（13,500円）を1箱(30袋入り)購入した場合の支払額
ごみ指定袋取扱い手数料の考え方

※可燃ごみ（大）1箱注文した仮定で例示（販売価格13,500円、取扱い手数料900円）

① ごみ指定袋の購入

② 取扱い手数料の支払い

③ ①②を相殺して支払い

①②の流れが分かるように請求書様式を変更します。

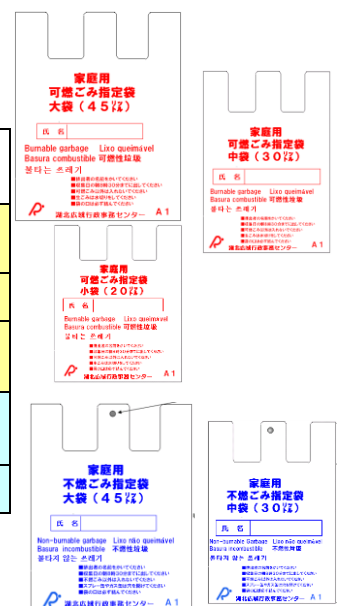
①450円×30袋＝13,500円・・・(住民への販売価格)
②30円/袋×30袋＝900円・・・(取扱い手数料)
③13,500円(住民への販売価格)－900円(取扱い手数料)
＝12,600円(登録店の支払額)

6. 店頭での販売

販売価格

ごみ指定袋の価格には、消費税が含まれています。

区分	規格	価格 (廃棄物処理手数料)
可燃ごみ	大袋(45ℓ)	(10枚入り450円)
	中袋(30ℓ)	(10枚入り300円)
	小袋(20ℓ)	(10枚入り200円)
不燃ごみ	大袋(45ℓ)	(10枚入り450円)
	中袋(30ℓ)	(10枚入り300円)



7. JANコード

品名	JANメーカーコード	商品アイテムコード	チェックデジット
可燃大	458019193	006	6
可燃中	458019193	007	3
可燃小	458019193	008	0
不燃大	458019193	009	7
不燃中	458019193	010	3

8. 遵守事項

販売方法

5種類全てのごみ指定袋を販売してください。また、ごみ指定袋は10枚入り1袋単位での販売とし、バラ売りはできません。

値引きの禁止

ごみ指定袋の販売は、商品の売買ではありません。ごみ指定袋の価格は条例で定める「廃棄物処理手数料」であり値引き販売や景品として無料配布等を行うことはできません。また、ポイントカード等の対象除外にしてください。

万一、これらのようなことが判明した場合には、登録店としての登録を取り消します。

(販売店が値引き分の費用を負担したとしても、値引き販売を行うことはできません。)

事業所への販売の禁止

事業所は、事業所用可燃ごみ指定袋を使用することになっているので、事業所への販売はできません。

(事業所用可燃ごみ指定袋は、各市窓口・クリスタルプラザで販売しています。)

在庫管理の徹底

欠品することのないよう厳重な在庫管理を行ってください。また、センター職員による立ち入り調査や在庫調査に対して随時対応していただきます。

9. その他

不良品の対応について

指定袋の製造には万全を期しておりますが、万が一指定袋の不良品（枚数不足、破れやすさ、底抜け、縦裂け、印刷ミス等）があった場合は、交換対応しますので、センター業務課にお問い合わせください。

なお、注文数量の誤りなどの発注ミスによる返金・交換対応はできませんので、注文内容を確認のうえ発注ください。

代金の後納について

請求先を同じくする全店舗の1月あたりの合計請求金額が概ね100,000円を超えることが継続的に見込まれる場合、センターが発行する納入通知書をもって手数料を納付することができます。詳細はセンター業務課にお問い合わせください。

10. 変更・廃止届出

変更事項の届出

ごみ指定袋販売登録の申請内容に変更があった場合は、「変更届出書」別紙様式5号に必要事項を記載のうえ、センター窓口へ申し出てください。

販売登録店をやめたいとき

事情によりごみ指定袋の販売ができなくなった場合は、「廃止届出書」別紙様式5号に必要事項を記載のうえ、「販売登録証」および「看板」を添えてセンター窓口へ提出してください。

在庫分のごみ指定袋は「返却伝票」とともに返却していただき、代金の還付を行います。

湖北広域行政事務センターごみ指定袋販売登録店

変更・廃止届出書

年 月 日

湖北広域行政事務センター

管理者 あて

住 所

氏 名

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

電 話 番 号

湖北広域行政事務センターごみ指定袋販売登録店の登録について、ごみ指定袋販売登録店に関する要綱第13条の規定により、下記のとおり 変更 ・ 廃止 しましたので、届け出ます。

記

変更・廃止前	販売店の所在地 または代表者の住所	〒
	販売店名	
	販売店の代表者氏名	
	販売店の電話番号	
	業種（業務内容）	
	販売店の営業時間	
	販売店の休業日	
	手数料の支払い方法	

変更後(変更事項のみ記入してください)	販売店の所在地 または代表者の住所	〒
	販売店名	
	販売店の代表者氏名	
	販売店の電話番号	
	業種（業務内容）	
	販売店の営業時間	
	販売店の休業日	
	手数料の支払い方法	
変更事由	1 移転 2 廃業 3 その他	